

○国家公安委員会告示第五号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第四条第一項の規定に基づき、次の者を国際連合安全保障理事会決議第千二百七十二号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして指定するので、同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年二月二十一日

国家公安委員会委員長 松村 祥史

第1 自然人

- 1 氏名 ナビール・ハーレド・ハリル・シューマーン (Nabil Khaled Halil CHOUMAN)
別名 (a)シューマーン・ナビール・ハーレド・ハリール (SHOMAN, NABIL KHALED KHALIL) (b)シューマーン・ナビール (SHUMAN, NABIL) (c)シューマーン・ナビール (CHOUMAN, NABIL)

称号 不明

役職 不明

生年月日 1954年9月1日

出生地 不明

国籍 レバノン

旅券番号 不明

住所 不明

指定番号 D I -20

指定の有効期間 令和6年2月21日から令和9年2月20日までの間

指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 不明

- 2 氏名 ハーレド・シューマーン (Khaled CHOUMAN)

別名 シューマーン・ハーレド・ハリール (SHOMAN, KHALED KHALIL)

称号 不明

役職 不明

生年月日 1987年4月2日

出生地 不明

国籍 レバノン

旅券番号 不明

住所 不明

指定番号 D I -21

指定の有効期間 令和6年2月21日から令和9年2月20日までの間

指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 不明

第2 法人その他の団体

- 1 名称 ザワヤ・グループ・フォー・デベロップメント・アンド・インベストメント・カンパニー・リミテッド (ZAWAYA GROUP FOR DEVELOPMENT AND INVESTMENT CO., LTD.)

別名 (a)ザワヤ・グループ・フォー・デベロップメント・アンド・インベストメント (ZAWAYA GROUP FOR DEVELOPMENT AND INVESTMENT) (b)ザワヤ・グループ・カンパニー (ZAWAYA GROUP CO) (c)ザワヤ・グループ・フォー・デベロップメント・アンド・インベストメント・カンパニー (ZAWAYA GROUP FOR DEVELOPMENT AND INVESTMENT COMPANY) (d)ザワヤ・グループ・フォー・デベロップメント・アンド・インベストメント・カンパニー (ZAWAYA GROUP FOR DEVELOPMENT AND INVESTMENT CO.)

旧名称 不明
所在地 不明

指定番号 DE-28

指定の有効期間 令和6年2月21日から令和9年2月20日までの間

指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 不明

- 2 名称 アル・ザワヤ・グループ・フォー・デベロップメント・アンド・インベストメント・ソシエダッド・リミターダ (AL ZAWAYA GROUP FOR DEVELOPMENT AND INVESTMENT SOCIEDAD LIMITADA)

別名 不明

旧名称 不明

所在地 不明

指定番号 DE-29

指定の有効期間 令和6年2月21日から令和9年2月20日までの間

指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 不明

- 3 名称 ラリーコム・フォー・インベストメント・リミテッド (LARRYCOM FOR INVESTMENT LTD)

別名 不明

旧名称 不明

所在地 不明

指定番号 DE-30

指定の有効期間 令和6年2月21日から令和9年2月20日までの間

指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 不明

- 4 名称 ナビール・シューマーン・アンド・カンパニー (NABIL CHOUMAN & CO)

別名 (a)ナビール・シューマーン・アンド・カンパニー (NABIL CHOUMAN AND CO)

(b)ナビール・シューマーン・アンド・パートナーズ・エクスチェンジ・カンパニー (NABIL SHOMAN AND PARTNERS EXCHANGE COMPANY) (c)シューマーン・カレンシー・

エクスチェンジ (SHUMAN CURRENCY EXCHANGE) (d)シューマーン・カレンシー・エク

スチェンジ・エス・アー・エール・エル (SUMAN CURRENCY EXCHANGE SARL) (e)

シューマーン・グループ (SHUMAN GROUP)

旧名称 不明

所在地 不明

指定番号 DE-31

指定の有効期間 令和6年2月21日から令和9年2月20日までの間

指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ

その他参考となるべき事項 不明